公　告

令和７年度島根県特定医療費（指定難病）支給認定に係る医学的確認業務委託に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和７年５月 14 日

島根県知事　丸 山　達 也

１　提案競技に付する事項

⑴　業務名

令和７年度島根県特定医療費（指定難病）支給認定に係る医学的確認業務

⑵　仕様

「令和７年度島根県特定医療費（指定難病）支給認定に係る医学的確認業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

⑶　契約期間

契約の日から令和７年 10 月 31 日（金）まで

⑷　提案価格の上限額

5,786,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の⑴から⑼までのすべての要件を満たし、島根県知事により提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

⑴　島根県内に本社、本店、本部又は支店等を有する法人であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑶　島根県税を滞納していない者であること。

⑷　消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑸　島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑹　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

⑺　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑻　プライバシーマーク又はIS027001 を取得し、現在も保持していること。

⑼　当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。

３　提案競技説明手続

⑴　提案競技説明書等の配布期間及び配布場所

ア　配布期間

令和７年５月 14 日（水）から令和７年５月 27 日（火）まで閉庁日を除く毎日　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）

イ　配布場所

島根県松江市殿町２番地（島根県第二分庁舎３階）
島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第一係・第二係
電子メール　nanbyo-shien@pref.shimane.lg.jp

ウ　守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式５）を提出すること（持参、郵送又は電子メールによる。）。

各種資料の電子交付を希望する場合は、法人名、担当部課名、電話番号及び返信先メールアドレスを明記し、⑴イまで電子メールにて申し込むこと。

⑵　提案競技説明会

開催しない

４　提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

⑴　提案競技参加申込書（様式１）　１部

⑵　会社概要書又は経歴書　１部

⑶　法人の登記事項証明書又は身分証明書　１部（物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第４号）第４条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

⑷　県税に係る納税証明書　１部（登録業者は、提出を要しない。）

⑸　消費税及び地方消費税に係る納税証明書　１部（登録業者は、提出を要しない。）

⑹　担当者届（様式２）　１部

⑺　提案書表紙（様式３）　１部

⑻　提案書　５部

⑼　見積書　１部

５　提案書類の提出方法、提出先及び提出期間等

⑴　提出方法

郵送又は持参による。

⑵　提出期限

ア　４⑴から⑹までの書類については、令和７年５月 27 日（火）午後３時までに提出すること。
また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

イ　４⑺から⑼までの書類については、令和７年６月３日（火）午後３時までに提出すること。
また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着のこと。

⑶　提出先

〒690-8501　島根県松江市殿町２番地
島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第一係・第二係
電話（直通）0852-22-5267　ファクス 0852-22-6328
電子メール　nanbyo-shien@pref.shimane.lg.jp

６　提案競技に係る質問書について

⑴　質問は、期限までに文書（様式４）により提出すること。（ファクス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

⑵　提出期限は、令和７年５月 19 日（月）午後５時までとする。

⑶　質問に対する回答は、令和７年５月 22 日（木）までに提案競技説明書受領者全員に対しファクス又は電子メールにより通知する。

7　提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和７年５月 30 日（金）までに郵送にて通知する。

8　選定方法

⑴　島根県特定医療費（指定難病）支給認定に係る医学的確認業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

⑵　評価については、以下の点を考慮する。

ア　実施体制

①業務を確実に実施できる体制がとられているか。

②当該業務に関する知見やノウハウを有しているか。

③これまでに同様の業務の契約実績はあるか。

イ　業務の実施方法

①仕様書の内容を正しく理解できているか。

②提案された業務の実施方法は確実かつ効率的か。

③個人情報の管理を適切に行えるか。

④提案者の創意工夫による効果的な追加提案があるか。

ウ　県が負担するコスト

①委託費は適切に見込まれているか。

⑶　評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

⑷　提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。

⑸　ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案競技参加者に別途通知する。

⑹　審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

⑺　審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9　契約

⑴　契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により、随意契約を行う。

⑵　契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

⑶　前金払

前金払は行わない。

⑷　契約保証金

島根県会計規則第 69 条第１項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は免除する。

⑸　その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10　その他の留意事項

⑴　提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。

⑵　提案競技及び契約の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする

⑶　提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。

⑷　提出された書類の返却は行わない。

⑸　新型コロナウイルス感染症等の影響により特定医療費受給者証の更新に係る取扱いが変更

となった場合、契約の中止、業務内容の見直し又は契約の解除を行うことがある。

11　提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

5⑶ に同じ